平成２２年（フ）第７３５号
北海道三笠市本町264番地１
債務者　木村奈津子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６６号
北海道石狩市花川北２条６丁目54番地
債務者　中静　武子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２４号
札幌市西区八軒８条西１丁目４番10号　２階
債務者　竹原　幸太（旧姓出口）
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４８号
北海道恵庭市黄金北３丁目６番地の１リバティーⅡＤ号
債務者　五十嵐智樹
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９０号
札幌市北区屯田４条８丁目６番71―201号
債務者　高橋　伸和
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４３号
北海道恵庭市美咲野５丁目６番10号
債務者　石垣真由美
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９９号
札幌市豊平区中の島１条９丁目８番20―202号
債務者　土田　光英
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３０号
札幌市東区北30条東７丁目１番28―301号
債務者　草刈　和明
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６６号
札幌市東区北27条東13丁目１番24号　ルミエール27―103号
債務者　住吉　美子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７２号
北海道山越郡長万部町字長万部429番地の36
債務者　浅田美智子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０５号
札幌市白石区川下１条５丁目１番22号　コーポサンフラワー201号
債務者　松田　雄治
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０６号
札幌市白石区川下１条５丁目１番22号　コーポサンフラワー201号
債務者　松田　洋子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３３号
北海道千歳市青葉３丁目１番11号
債務者　奥山　明美
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２４号
札幌市西区宮の沢３条３丁目19番１―305号
債務者　中村　昭雄
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
北海道稚内市港４丁目１番１号
債務者　野口　　悟
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第１８号
北海道網走市鱒浦３丁目１番29号
債務者　山中　裕樹
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
北海道網走市つくしケ丘３丁目８番12―１号
債務者　林　　富江
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字上野228番地８
債務者　藤井　博美（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部